

守口市職員労働組合
執行委員長 前田 恭宏 様

守口市長 瀬野 憲



2025 年 年末・一時金要求回答

- 2025 年末・一時金要求書に対する回答について
- 1 本年度の年末一時金は、期末手当 1.25 か月、勤勉手当 1.05 か月の計 2.3 か月とする。
 - 2 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
 - 3 勤勉手当を廃止する考えはない。
 - 4 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の年末一時金は、期末手当 0.7 か月、勤勉手当 0.5 か月の計 1.2 か月とする。
 - 5 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
 - 6 年末一時金の支給日は、12 月 10 日とする。

○ 令和 7 年度の人事院勧告等に伴う給与改定等の取扱いについて

1 給料表の改定

令和 7 年 4 月 1 日から実施し、改定差額については、市議会議決後速やかに支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の改定

令和 7 年度 12 月期（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外）

	支給月数	
	改定前	改定後
期末手当	1.25	1.275
勤勉手当	1.05	1.075
合計	2.30	2.35

令和 7 年度 12 月期（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員）

	支給月数	
	改定前	改定後
期末手当	0.7	0.725
勤勉手当	0.5	0.525
合計	1.2	1.25

それぞれ令和 7 年 12 月期から実施し、改定差額については、市議会議決後速やかに支給する。

令和 8 年度 6 月期及び 12 月期（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員

以外)

	支給月数
期末手当	1.2625
勤勉手当	1.0625
合計	2.325

令和8年度6月期及び12月期（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員）

	支給月数
期末手当	0.7125
勤勉手当	0.5125
合計	1.225

3 通勤手当の見直し

	実施時期
交通用具使用者（片道10km以上）に対する通勤手当の引上げ	令和7年4月1日
交通用具100km以上を上限とする新たな距離区分を新設	令和8年4月1日
交通用具使用者の駐車場等利用に対する通勤手当を新設	令和8年4月1日
月の途中に採用された職員等について採用等の日から通勤手当を支給できるよう措置	令和8年10月1日

○ 守口市職員労働組合からの要求に係る見直しについて 短期介護休暇の見直し

同居を条件としている要介護者のうち、祖父母、孫及び兄弟姉妹について、同居、別居を問わないよう令和8年4月1日から条件を見直す。